

28 豊行（情運）第10号

平成29年3月31日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野真一郎

個人情報の例外的取扱い（個人情報の取得及び提供）について

（答申第16号）

平成29年2月20日付け28豊資経第182号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

1 個人情報の取得について

ドライブレコーダーは事故が発生した場合に、その状況を客観的に録画するものであり、事後に事故の原因を把握する手段として有用であるから、ドライブレコーダーにより個人情報を取得する必要性があると認める。

2 個人情報の提供について

法令等の規定に基づく捜査機関からの照会によるもののほか、事故の示談交渉の過程で過失の有無・過失割合について争いが生じた場合においてそれを判定する資料としてドライブレコーダーにより取得された個人情報を含む情報は有用であるから、それを保険会社等に提供する必要性があると認める。

3 個人情報の管理について

実施機関の説明によると、ドライブレコーダーで録画された情報の管理は、メモリーカードで行うことであるが、そのメモリーカードの管理方法、視聴方法、提供方法その他の管理・運用方法について予め定め、適切な管理・運用を図ること。

4 以上より、実施機関がドライブレコーダーにより個人情報を取得することについて相当な理由がある（豊橋市個人情報保護条例第4条第2項第8号）と認め、また、ドライブレコーダーにより取得した個人情報を保険会社等に提供することについて特別の理由がある（同条例第9条第2項第6号）と認める。

以上